四街道市公告第２５３号

農業経営基盤強化促進法（昭和５５年法律第６５号）第１９条第５項の規定により、地域計画を変更するので、同法第１９条第７項の規定により地域計画（案）を公告し、次のとおり縦覧する。

なお、利害関係人は、地域計画（案）について意見書を提出することができる。

令和８年１１月５日

四街道市長　鈴木　陽介

１　縦覧に供する書類の名称

（１）地域計画（鹿放ケ丘地区、四街道北部地区及び四街道南部地区）

（２）目標地図（鹿放ケ丘地区、四街道北部地区及び四街道南部地区）

２　縦覧場所

（１）四街道市役所地域共創部産業振興課

（２）市ホームページ

３　縦覧期間

令和８年１１月５日から令和８年１１月１９日まで

４　提出方法

意見書は、郵送、持参、電子メール又はファクスのいずれかの方法により、市産業振興課へ提出するものとする。